

地域森林計画に関する運用上の留意事項について

平成 24 年 3 月 30 日 23 林整計第 340 号

林野庁森林整備部計画課長から都道府県林務担当部長あて
最終改正

[令和 5 年 3 月 31 日 4 林整計第 854 号]

平成 23 年 4 月に森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の一部改正が行われたことに伴い、地域森林計画に関する運用上の留意事項を下記のとおり定めたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

なお、「地域森林計画の樹立及び実施に当たっての留意事項について」（昭和 50 年 5 月 19 日付け 50-25 林野庁計画課長通知）、「地域森林計画の樹立及び実施に当たっての留意事項について」（昭和 53 年 10 月 3 日付け 53-38 林野庁計画課長通知）、「地域森林計画の樹立及び実施に当たっての留意事項について」（平成 3 年 7 月 25 日付け 3-35 林野庁計画課長通知）及び「地域森林計画の変更等に当たっての留意事項について」（平成 13 年 12 月 19 日付け 13 林整計第 379 号林野庁森林整備部計画課長通知）は廃止する。

記

1 地域森林計画の対象森林について

(1) 土地の異動に関する地域森林計画への反映

ア 森林以外の土地との間の異動

開発行為の許可制度を適正に運用するため、原野造林等によって新たに地域森林計画の対象とすべき森林が生じた場合には、当該年度において、地域森林計画を樹立する機会を利用する等により、該当する地域森林計画を樹立・変更し、これらの森林を速やかに計画の対象森林とするよう努めること。

また、地域森林計画の対象となっている森林において、転用等によって新たに当該計画の対象とすべきでない土地が生じた場合についても、当該年度において、地域森林計画を樹立する機会を利用する等により、該当する地域森林計画を樹立・変更し、これらの森林を速やかに計画の対象森林から除外するよう努めること。

イ 国有林との間の異動

国有林において、譲渡等により新たに地域森林計画の対象とすべき森林が生じた場合又は地域森林計画の対象となっている森林において新たに国が所有者となった森林が生じた場合には、アと同様に、該当する地域森林計画において速やかに反映するよう努めること。

なお、林野庁又は財務省が所管する国有林との間の異動に関しては、下記についても留意すること。

(ア) 林野庁所管の国有林関係

旧公有林野等官行造林法（大正 9 年法律第 7 号）第 1 条の契約に係る森林、原野その他の土地（以下「官行造林地」という。）の契約の解除、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246

号) 第 2 条に規定する国有林野若しくは相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和 3 年法律第 25 号。以下「相続土地国庫帰属法」という。) 第 12 条第 1 項の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に森林として利用されているもの(以下「国庫帰属森林」という。) の譲渡が行われた場合又は地域森林計画の対象となっている森林において、国庫帰属森林が新たに生じた場合に関しては、3 の(1)のとおり森林計画連絡調整会議において当該計画の対象となっている森林の区域について都道府県と森林管理局が連絡調整を行うこととしているほか、森林管理局において、下記のとおり措置されているので、森林管理局との連絡調整を密にすること。

a 官行造林地の契約の解除

官行造林地の契約を旧公有林野等官行造林法施行令(大正 9 年勅令第 426 号) 第 12 条に基づき解除しようとするときは、あらかじめ都道府県の林務担当部局と十分連絡調整を図るとともに、契約を解除した場合には、森林管理局長は速やかにその旨を都道府県知事に通知する。

また、主伐期に達した官行造林地を伐採し、返地し、及び契約解除することとなる場合には、森林管理局長は、あらかじめ伐採及び返地の年次計画を都道府県知事に通知するとともに、伐採された部分について分収が終了し、返地をしたときは、契約解除の手続を了しない場合であっても、返地を行った都度速やかに、その旨を都道府県知事に通知する。

b 国有林野及び国庫帰属森林の譲渡

開発行為を伴う国有林野又は国庫帰属森林の売払い等の管理処分に当たり、森林を譲渡した場合には、森林管理局長は、速やかにその旨を都道府県知事に通知する。

c 相続土地国庫帰属法の規定に基づく国庫への帰属

国庫帰属森林の引受けがあった場合には、森林管理局長等は、当該国庫帰属地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、国庫に帰属した旨を通知する。

(イ) 財務省所管の国有林関係

地域森林計画の対象森林が国の所管となり財務大臣により管理されることとなった場合及び財務大臣が管理していた森林が売却等を行って民有林となった場合には、管轄財務局又は財務支局(以下、「財務局等」という。) において、都道府県の林務部局に関係資料(位置図、案内図、公図、地積測量図、現況写真等)を送付した上で連絡することと措置されているので、財務局等との連絡調整により、取得事案の把握に努めること。

(2) 適用除外の森林の取扱い

試験研究の目的に供する森林等の取扱いについては、森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号) 第 6 条第 2 項の規定に基づき所要の手続を取るよう該当森林所有者を指導すること。

(3) 森林法の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 109 号)による一部

改正によって森林法の地域森林計画の対象となる森林の区域が拡大するものではないこと。

2 地域森林計画の計画事項について

(1) 森林施業の合理化に関する事項について

ア 森林施業の合理化に関する事項の考え方

「森林計画制度の運用について」(平成3年7月25日付け3林野計第294号林野庁長官通知)Ⅲの1の規定は、「賃金、労働時間、労働者の安全衛生その他の労働条件に関する事項」のうち賃金、労働時間については労働基準法(昭和22年法律第49号)による規制の下で当事者間の契約により決定されるものであり、労働者の安全衛生については労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により規制されているものであること等から、労働条件に関する事項そのものは行政計画の計画事項になじまないという趣旨である。

しかしながら、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」(平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知、以下「長官通知」という。)別記様式のⅡの第3の6の(2)の規定については、林業事業体の経営体質の強化、雇用の長期化・安定化、社会保険等への加入の促進、機械化の推進等による労働安全衛生の確保のための方策等を定めることにより就労条件の改善を図っていくことが必要であることから、地域森林計画にこれらの事項を定めることとしている。

イ 森林施業の合理化についての調査の実施方法

長官通知第2の2の(4)のウの森林施業の合理化についての調査は、文献資料調査及び森林所有者、市町村、森林組合、林業事業体等に対する聞き取り調査又はアンケート調査により、次の①から③に掲げる事項について行うこととし、併せて、不在村者所有森林の所在及び面積、当該森林を所有する者の氏名等を記載した不在村森林所有者台帳を地域の実情に応じて順次整備すること。

① 地域の社会的・経済的条件施業の動向

② 森林施業の動向

- (ア) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の現状・問題点及び方向性
- (イ) 森林施業共同化の現状・問題点及び方向性
- (ウ) 労働力・事業量の現状・問題点及び方向性
- (エ) 林業機械整備の現状・問題点及び方向性
- (オ) 林内作業路網等整備の現状・問題点及び方向性
- (カ) 地域材の需要と供給の現状・問題点及び方向性

③ 不在村森林所有者の動向

(2) 森林の土地の保全に関する事項について

長官通知の別記様式のⅡの第4の1の(1)の樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定については次により的確に行うこと。

ア 保安林との関連

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森

林を指定する基準は、全国森林計画において示されているが、保安林は、保全すべき森林として指定されるものであることから、少なくとも次に掲げる保安林については、樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林として指定するよう努めること。

- ① 水源かん養保安林
- ② 土砂流出防備保安林
- ③ 土砂崩壊防備保安林
- ④ 飛砂防備保安林
- ⑤ 水害防備保安林
- ⑥ 干害防備保安林
- ⑦ なだれ防止保安林
- ⑧ 落石防止保安林
- ⑨ 魚つき保安林

イ 指定の単位

一般的に地形、地質等は林班程度の広がりであり同一性を有するという実態からみて、指定の単位は通常林班程度の広がりと考えられるが、該当する個所が林班内の一部である場合については実態に即応して指定すること。この場合、計画書の記載方法は、区域欄には「〇〇林班の一部」と記載し、面積欄には実面積を記載すること。なお、指定した森林は、森林計画図に明示すること。

(3) 林道等の開設その他の林産物の搬出に関する事項について

峰越連絡林道事業及び林道舗装事業の交付金交付対象路線は、「地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産省事務次官通知)別紙 27 森林整備事業に係る運用」の第 4 及び「農山漁村地域整備交付金実施要領(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号、農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知)別紙 9 森林整備事業に係る運用」の第 4 により、地域森林計画に記載された路線であることの要件としており、峰越連絡林道事業については、長官通知の別記様式のⅡの第 6 の 4 の林道の開設及び拡張に関する計画の種類欄に、「峰越」と記載すること。

3 地域森林計画の作成に関する手続等について

(1) 森林計画連絡調整会議の設置運営について

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」(平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林野計第 154 号農林水産省事務次官依命通知)第 5 の 5 の(3)に定める都道府県と森林管理局が連絡会議を開催するに当たっては、次を参考にすること。

ア 設置の目的

森林計画連絡調整会議(以下「会議」という。)は、流域管理システムの確立に資するため、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画(以下「森林計画」という。)の樹立及び変更に当たって、都道府県と森林管理局との連絡を緊密に行い、相互に連携のとれた計画とするとともに、その実施の円滑化を図ることを目的とする。

イ 連絡調整事項

連絡調整の内容は、適切な流域管理の推進を図る観点から、次に掲げる事項について行うものとする。

- ① 森林計画の対象森林の区域、森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項、計画量、森林施業の方法、公益的機能別施業森林の整備に関する事項、森林施業の合理化の方向等計画内容に関する事項
- ② 森林計画の実行状況等計画の実施に関する事項
- ③ その他必要な事項

ウ 会議の運営

- ① 会議は、都道府県及び森林管理局の森林計画担当者等により構成し、開催の時期、方法等については、両者が協議して定めるものとする。
- ② 会議の設置に当たっては、次の事項を内容とする「運営要領」を定めるものとする。
 - (ア) 会議の目的
 - (イ) 連絡調整事項
 - (ウ) 会議の構成
 - (エ) 会議の開催方法
 - (オ) その他必要な事項

エ その他

森林計画の実施に当たっては、会議の協議内容を踏まえ、計画の実施担当機関である都道府県の出先事務所と森林管理署等との連絡を密にするなど相互の連携強化に努めるものとする。

4 関係施策との調整等について

(1) 公益的機能別施業森林の整備に関する事項等について

ア 公益的機能別施業森林区域は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域であるという意味において、従前の特定施業森林区域と同様の性格のものであること。

イ 公益的機能別施業森林区域内であることをもって古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域の指定及び同法第6条第1項に規定する歴史的風土特別保存地区の指定(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)第3条第1項に規定する第1種歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区の指定を含む。)、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条に規定する特別緑地保全地区(首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第4条第2項第3号及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)第6条第2項に規定する近郊緑地特別保全地区を含む。))の指定、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に規定する風致地区の指定、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に規定する生産緑地地区の

指定及び都市緑地法第 55 条第 1 項及び第 2 項に規定する市民緑地の設置が妨げられるものではないこと。

ウ 都市計画区域内におけるレクリエーション施設、生活環境保全施設及び保健文化施設の整備を地域森林計画の公益的機能別施業森林の整備に関する事項として記載する場合、当該施設が都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する都市公園として整備することが可能かつ適切なものであるときは、都市公園として設置及び管理されることが望ましいこと。

エ 地域森林計画に公益的機能別施業森林の整備に関する事項を記載するに当たり、国土交通省所管の国土保全、治水・砂防、海岸の保全、水資源の開発及び急傾斜地の崩壊の防止の各対策の必要性について誤解を与える表現とならないよう留意すること。

オ 森林法第 10 条の 2 の規定に基づく開発行為の許可に伴い、事業区域内に残置し、又は造成した森林(以下「残置森林等」という。)については、将来にわたってその保全がなされるよう、原則として地域森林計画の対象とするものとする。また、市町村に対しては、残置森林等の機能を踏まえ、市町村森林整備計画における適切な公益的機能別施業森林区域及び当該区域における森林の施業の方法が定められるよう指導するようお願いする。

(2) 地域森林計画の樹立と土地利用基本計画の変更について

国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 9 条に基づいて定められる土地利用基本計画は、都道府県の区域を対象として総合的な地域空間計画を一元的に再編成し、土地利用の総合的かつ基本的な方向づけを行うことにより、各種の土地利用計画の総合調整を果たす事を目的として作成されるものである(「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針(平成 29 年 4 月 28 日付け国土交通省国土政策局長通知)」。このため、地域森林計画の樹立に当たっては、土地利用基本計画の変更手続きがとられるよう、土地対策担当部局と密接な連絡を行い、適正を欠くことのないようお願いする。

(3) 土地利用基本計画の変更と森林、林業との調整について

土地利用基本計画の変更に際しては、国土利用計画法第 9 条第 11 項により国土交通大臣が農林水産大臣に意見聴取を行うこととされており、この意見聴取を円滑に行うため、都道府県が国との事前調整を行う場合には、国土交通省と農林水産省において、都道府県が策定した変更の原案について事前調整を行っているところである。

これらの調整を速やかにかつ円滑に行うため、土地対策担当部局から土地利用基本計画の変更について連絡調整があった場合(地域森林計画の樹立に伴って土地利用基本計画を変更する場合を除く。)には、別紙 1 の資料により林野庁森林整備部計画課と十分に調整をするようお願いする。(ただし、「都市計画法第 23 条第 1 項に規定する協議の事務処理について」(昭和 45 年 7 月 11 日付け 45 林野計第 395 号林野庁長官通達)及び「自然環境保全法による都道府県自然環境保全地域の指定等と農林漁業との調整等に関する方針について」(昭和 49 年 12 月 20 日付け 49 総第 887 号農林大臣官房長通達)により林野庁に説明され

ているものを除く。)

(4) 都道府県自然環境保全地域の指定について

都道府県自然環境保全地域の指定等と林業との調整については、「自然環境保全法による都道府県自然環境保全地域の指定等と農林漁業との調整等に関する方針について」で示されているところであるが、都道府県自然環境保全地域の指定等に当たっては、なお次により自然保護部局と十分協議調整を図ること。

ア 都道府県自然環境保全地域の指定

- ① 「自然環境保全地域等選定要領等について」(昭和 49 年 6 月 10 日付け環自企 322 号環境庁自然保護局企画調整課長通知)の都道府県自然環境保全地域の指定基準の「第 1 要件対象となる自然環境」のうち、「自然環境保全地域の対象となる自然環境に準ずる地域」とは、自然環境保全地域と同等またはこれに近い自然環境を有するものを意味する。
- ② 都道府県が都道府県自然環境保全地域を定めようとする場合には、都道府県自然保護部局と農林水産部局が協議すること。

イ 対象となる自然環境の考え方

- ① 都道府県自然環境保全地域は、国の定める自然環境保全地域に準じた自然環境を有する地域が対象となるものであり、林業生産を目的とした人工林及び薪炭林は原則として含まれないものであること。
- ② 指定基準に適合する自然環境が広く存在する場合の地域の選定は、特に当該自然環境を保全しなければならない自然的社会的諸条件を勘案し、必要な限度に行われること。

ウ 都道府県自然環境保全地域の指定に当たって林野庁に事前に説明する場合の手続等について

「自然環境保全法による都道府県自然環境保全地域の指定等と農林漁業との調整等に関する方針」の第 1 の 5 の(4)の林野庁への事前説明は、次の図書等を林野庁森林整備部計画課に提出して行うものとする。

- ① 指定しようとする自然環境保全地域の地区区分(特別地区、普通地区の区分)を表示した縮尺 5 万分の 1 の図面
- ② 保全計画(案)の概要
自然環境保全地域等選定要領等についての自然環境保全地域保全計画作成要領に基づく指定理由、保全区域及び保全計画
- ③ 森林経営計画等対象森林の有無及びその面積並びに計画実施上の支障の有無
- ④ 森林所有者の意向
- ⑤ 自然環境保全部局との協議調整・調整の経緯
- ⑥ 林務担当部局の意見
- ⑦ 地区区分別の森林の現況(別紙 2 の様式)

エ 都道府県自然環境保全地域の指定等を行うに当たっての事前説明の徹底について

自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)による都道府県自然環境

保全地域の指定等を行うに当たっては、「自然環境保全法による都道府県自然環境保全地域の指定等と農林漁業との調整等に関する方針について」の別添の第1の5の(4)により、指定等を行う前にあらかじめ林野庁に十分説明するものとされており、(4)のアからウにより、この説明に必要な図書等を指示しているところである。

このことを熟知し、事前説明について遺憾なきようお願いする。

- (5) 国立公園及び国定公園の地種区分未決定の特別地域内の森林の施業に関する 制限が変更される場合の事前説明について

国立公園及び国定公園の地種区分未決定の特別地域内の森林の施業に関する制限については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日付け国発第643号厚生省大臣官房国立公園部長通達)により、林野庁長官と環境省自然環境局長が協議して定めることになっている。

この協議を円滑に行うため、地域森林計画の樹立又は変更の際、森林の施業に関する制限が変更される場合には、施業要件を環境大臣に提出する前に、別紙3の資料により林野庁森林整備部計画課に説明するものとする。

- (6) 他の土地利用計画との調整について

森林法第5条第2項第1号に定められた森林の区域の一部について、都市計画法、自然環境保全法等、他法令に基づく土地利用計画が定められる場合は、当該計画と地域森林計画との関係について十分調整を図る必要があるにもかかわらず、当該土地利用計画担当部局が林務部局と未調整のまま当該土地利用計画(案)について関係行政機関と協議調整した場合は、当初定めた、当該地域の森林・林業のあり方を変更せざるを得なくなる等林政推進上支障を与えることにもなる。このため、当該森林の区域について他の土地利用計画が定められる場合には、国土保全等森林の有する公益的機能の確保に与える影響、森林施業上の支障の有無、森林所有者の意向等から都道府県内部において、必要な調整を行うよう努めるとともに、調整に当たっては、情報提供の意味から定めているものであり、あらかじめ林野庁森林整備部計画課にその内容について連絡するものとする。

- (7) 鳥獣害の防止に関する事項について

地域森林計画に鳥獣害の防止に関する事項を記載するに当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条に基づき都道府県知事が策定する鳥獣保護管理事業計画と連携・調整を図るなど、効果的な取組を推進することとするようお願いする。

別紙 1

土地利用基本計画変更の説明資料

- 1 「土地利用基本計画の管理に係る様式、手続等について」(昭和 58 年 6 月 29 日付け 58 国土利第 304 号国土庁土地局土地利用調整課長通達)の別添 2 土地利用基本計画の変更に係る承認申請に際し必要な図書についての別紙様式 2-2 の 1 及び 3、別紙様式 2-3 の 1 並びに別紙 3 土地利用基本計画の編区に係る事前調整等についての別紙様式 3-1 の 1 に掲げる資料
- 2 森林の現況、森林の機能別調査による機能評価、森林経営計画等の樹立の状況及び森林、林業の公共投資の状況等からみて地域の林業に及ぼす影響、問題点等
- 3 保安林等の指定状況、特定林分の指定状況、森林の機能別調査による機能評価及び山地災害危険地等の状況等からみて森林の有する公益的機能に及ぼす影響、問題点
- 4 土地対策担当部局等との調整の経緯及びその際問題となった点
- 5 林務担当部局の意見

注) 1 様式は自由

2 2 から 5 の資料については、具体的に記載のこと。

別紙 2

1 地区区分の森林の現況(民有林部分)

ア 林種別等面積

地 区 別		保全計画 での伐採	林 種 別 ・ 林 齢 別 面 積 (ha)							
			人 工 林			然 林				合 計
			～100 年生	100 年生～	小 計	～100 年生	100 年生～ 150 年生	150 年生～	小 計	
特 別 地 区	動 植 物 保護地区	禁 伐								
		択 伐								
		そ の 他								
		小 計								
	その他の 特別地区	禁 伐								
		択 伐								
		そ の 他								
		小 計								
	計									
	普 通 地 区									
	合 計									

イ 保安林種別面積

保安林種 指定施業要件 保全計画での伐採			○ ○ 保 安 林 (ha)				○ ○ 保 安 林 (ha)			
			指 定 施 業 要 件			計	指 定 施 業 要 件			計
			禁 伐	択 伐	そ の 他		禁 伐	択 伐	そ の 他	
特 別 地 区	動植物 保護地区	禁 伐								
		択 伐								
		そ の 他								
		小 計								
	その他の 特別地区	禁 伐								
		択 伐								
		そ の 他								
		小 計								
	計									
	普 通 地 区									
	合 計									

ウ 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林、森林経営計画等に係る森林及び森林法第 10 条の 8 第 1 項第 8 号又は 9 号に係る森林の面積

地 区 別		保全計画 での伐採	病虫害の被害を受けてい る等の理由により伐 採を促進すべき森林 (ha)	森林経営計画等に係る森 林 (ha)	森林法第 10 条の 8 第 1 項第 8 号又は 9 号 (ha)
特 別 地 区	動 植 物 保 護 地 区	禁 伐			
		択 伐			
		そ の 他			
		小 計			
	その他の 特別地区	禁 伐			
		択 伐			
		そ の 他			
		小 計			
	計				
	普 通 地 区				
	合 計				

別紙 3

国立公園及び国定公園の地種区分未決定の特別地域内の森林の施業に関する制限の変更説明資料

1. 森林の施業に関する制限の変更一覧表

図面番号	森林の施業に関する制限	
	現 行	変 更 後
1 2 . . .		

2. 変更に係る森林の現況表

図 面 番 号	所有区分	面 積 (ha)	人 工 林 面 積				天 然 林 面 積			
			20 年生未満	20 年生以上 ～50 年生未満	50 年生以上	小 計	20 年生未満	20 年生以上 ～50 年生未満	50 年生以上	小 計
			(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
1 2										
計										

注) 所有区分は、都道府県有林、市町村等有林及び私有林とする。

3. 保安林等制限林の現況表

名 称	面 積 (ha)

注) 保安林等制限林とは、森林法による保安林、保安施設地区、保安林予定森林及び地域森林計画において計画されている計画期間内において保安林の指定を相当とする森林の区域並びに森林法施行規則第 10 条に掲げる森林(第 5 号を除く)をいう。

4. 森林経営計画等対象森林面積及び計画実施上の支障の有無

5. 森林所有者等の意向

6. 自然保護担当部局との調整の経緯及びその際問題となった点

7. 林務担当部局の意見

8. 図面

(1) 縮 尺 $\frac{1}{50,000}$

(2) 記載事項 ア 施業に関する制限の変更状況
(凡例 現行区域  変更区域 
第 1 種特別相当地域(紫)、第 2 種特別相当地域(桃)、
第 3 種特別相当地域(緑))
イ 保安林等制限林の区域
ウ 森林経営計画等樹立区域